

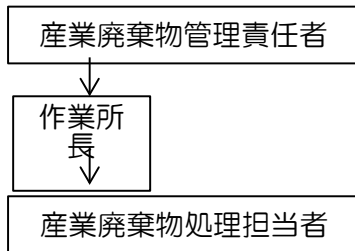
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 5日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都葛飾区お花茶屋1-3-5 氏 名 永井建設株式会社 代表取締役 永井孝志 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3838-0888	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	都内各現場（八王子市を除く）
事業場の所在地	都内各所（八王子市を除く）
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	前年度売上高 1,018,706千円
③従業員数	9人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類→破碎→再生利用（路盤材・埋戻材など） ・コンクリート破片→破碎→再生利用（再生砕石など） ・アスコン→破碎→再生利用（アスファルト原料など） ・廃プラ→破碎→再生利用（代替燃料など） ・紙くず→焼却→熱回収（発電など） ・木くず→破碎→再生利用（燃料チップなど） ・金属くず→破碎→再生利用（製鉄原料など） ・ガラス・陶磁器くず→破碎→再生利用（石膏ボード原料など） ・汚泥→脱水→造粒固化→再生利用（改良土など） ・建設混合廃棄物→選別→破碎→再生利用または埋立 ・蛍光灯・ランプ→切断→再生利用（ガラス原料など）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



※処理業者の選定及び委託契約締結
 ※廃棄物処理に係る事項の決定または承認

※廃棄物の保管・排出状況の監視
 ※作業員や協力業者への教育・指導

※廃棄物の保管及び排出
 ※マニフェストの交付及び管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	排出量	146.50 t	79.40 t
	（これまでに実施した取組） 実寸発注と工場での製作・加工により、現場での端材発生を抑制している。また、排出段階で可能な限り分別・再利用し、廃棄物の減量に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	排出量	127.70 t	77.30 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き無駄のない発注及び分別により廃棄物の減量に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類、廃プラスチック、木くず、紙くず、金属くず、ガラス・陶磁器くずについて適正に分別し、混合廃棄物の低減に努めている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 継続して適正分別に取り組む。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	紙くず
排 出 量	15.40 t	6.10 t	4.20 t	0.70 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	紙くず
排 出 量	11.90 t	4.70 t	3.50 t	0.40 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	-
排 出 量	7.60 t	2,365.40 t	52.00 t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	-
排 出 量	7.40 t	2,211.60 t	50.00 t	- t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	紙くず
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	紙くず
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	紙くず
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	紙くず
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	－
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	－
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	－
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	－
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	全処理委託量	146.50 t	79.40 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	79.40 t
	再生利用業者への 処理委託量	146.50 t	79.40 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
	産廃エキスパートの認定を受けている㈱日成ストマック・トーキョー と契約を結び、処理を委託している。		

(第4面)－2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	紙くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	紙くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	紙くず
全処理委託量	15.40 t	6.10 t	4.20 t	0.70 t
優良認定処理業者 への処理委託量	14.00 t	4.70 t	－ t	－ t
再生利用業者への 処理委託量	15.40 t	6.10 t	4.20 t	0.70 t
認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第4面)－3

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	－
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	－
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	－
全処理委託量	7.60 t	2,365.40 t	52.00 t	－ t
優良認定処理業者 への処理委託量	7.60 t	2,365.40 t	19.20 t	－ t
再生利用業者への 処理委託量	7.60 t	2,365.40 t	52.00 t	－ t
認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	全 処 理 委 託 量	127.70 t	77.30 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	77.30 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	127.70 t	77.30 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 今後も優良認定などの第三者評価を参考に健全な処理業者を選定し、 定期的に管理状況を確認する。		
※事務処理欄			

(第5面)－2

	【目標】				
	産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	紙くず
	全 処 理 委 託 量	11.90 t	4.70 t	3.50 t	0.40 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	11.90 t	4.70 t	－ t	－ t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	11.90 t	4.70 t	3.50 t	0.40 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第5面)－3

	【目標】				
	産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	－
	全 処 理 委 託 量	7.40 t	2,211.60 t	50.00 t	－ t
	優良認定処理業者 への処理委託量	7.40 t	2,211.60 t	18.00 t	－ t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	7.40 t	2,211.60 t	50.00 t	－ t
	認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。